

●香川県告示第375号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により地方卸売市場の廃止の許可をしたので、卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第22条の規定により告示する。

平成20年8月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

地方卸売市場の開設者			廃止しようとする地方卸売市場の名称	取扱品目の部類	許可番号	廃止予定年月日
名称	代表者職氏名	所在地				
香川県中部青果株式会社	代表取締役 山地和明	丸亀市土器町北 2丁目3番地	丸亀花卉地方卸売市場	花き部	第33号	平成20年 8月31日